

機関保証制度のQ&A

Q 機関保証制度の目的は？

A 連帯保証人・保証人を立てることなく奨学金の申し込みができるようにし、意欲と能力のある学生が経済的に自立して、自分の意志と責任において高等教育機関で学べるようにすることです。

Q 保証制度は選べるの？

A 奨学金の申し込みをする時に、機関保証か人的保証かを選択します。ただし、所得運動返還方式(大学院修士段階の授業料後払い制度を含む)のご利用には、機関保証制度への加入が必要です。

Q どのように申し込むの？

A 奨学金の申し込みをする時に機関保証を選択してください。奨学生に採用された後に「保証依頼書・保証料支払依頼書」を提出してください。

Q 保証機関が保証を断ることはあるの？

A 奨学金の申し込みと同時に機関保証を希望する人を断ることはありません。

Q 保証の範囲と保証の期間は？

A 範囲：元金・利息・延滞金(遅延損害金)
期間：貸与中および返還中
第一回目の保証料を受領した時から、保証を開始します。

Q 機関保証制度を選択すれば、返還しなくていいの？

A 機関保証制度に加入し、保証料を支払っていても、奨学金は貸与を受けた本人が責任を持って返還する必要があります。本人が奨学金の返還を延滞した場合は、保証機関が本人に代わって返還しますが、保証機関は本人に代わって返還した額を本人に(一括で)支払うように請求します。

Q 保証料は奨学金貸与中だけでなく返還期間中も支払うの？

A 保証料は毎月の奨学金貸与額から差し引く方法で支払います。保証料を支払うのは貸与期間中だけです。返還期間中に支払う必要はありません。

Q 奨学金申し込み時に人的保証を選んだけど、機関保証への変更はできるの？

A 連帯保証人または保証人が死亡等やむを得ない理由により保証ができなくなった場合や、返還方式を所得運動返還方式に変更する場合は機関保証への変更ができますが、必要な保証料をまとめて支払わなくてはなりません。なお、機関保証から人的保証への変更はできません。

保証料の目安 (2026年度採用者の場合)

授業料後払い制度、その他記載例以外の場合および最新の情報については、ホームページをご確認ください。



第一種奨学金	区分		貸与月額(円)	貸与月数	保証料月額(円)	
	短大 専門学校	国・公立	自宅	30,000	24	703
自宅外			40,000	24	1,032	
私立		自宅	40,000	24	1,032	
		自宅外	50,000	24	1,517	
大学	国・公立	自宅	30,000	48	947	
		自宅外	40,000	48	1,262	
	私立	自宅	40,000	48	1,262	
		自宅外	50,000	48	1,786	
		大学院	修士・博士前期課程	50,000	24	1,517
			博士・博士後期課程	88,000	24	3,054
大学院	修士・博士前期課程	80,000	36	3,065		
	博士・博士後期課程	122,000	36	5,629		

第一種奨学金	区分		貸与月額(円)	貸与月数	保証料月額(円)	
	短大 専門学校			30,000	24	856
50,000				1,865		
80,000				3,212		
100,000				4,574		
120,000				5,817		
大学			30,000	48	1,168	
			50,000		2,218	
			80,000		4,585	
			100,000		5,732	
			120,000		6,878	
			大学院		修士・博士前期課程	
80,000	3,212					
100,000	4,574					
130,000	7,000					
150,000	8,863					
博士・博士後期課程				50,000	36	1,977
				80,000		3,820
				100,000		5,820
				130,000		7,566
				150,000		8,730

◆保証料は、貸与月額、貸与月数、返還期間、貸与利率(第二種奨学金)等により異なります。

◆保証料は、日本学生支援機構が原則として毎月の奨学金貸与額から差し引いて徴収し、保証機関である日本国際教育支援協会に支払います。

独立行政法人
日本学生支援機構



ホームページ <https://www.jasso.go.jp/>

公益財団法人
日本国際教育支援協会
機関保証センター



ホームページ <https://kikanhosho.jeas.or.jp/>

自分の未来を自分でつくる JASSOの奨学金 機関保証制度



機関保証制度とは
一定の保証料を支払うことで、
保証機関による保証を受け
自分の意志と責任において
奨学金の申し込みができる制度です。

所得運動返還方式

(大学院修士段階の授業料後払い制度を含む)のご利用には、
機関保証制度への加入が必要です。



独立行政法人
日本学生支援機構
Japan Student Services Organization

(保証機関)



公益財団法人
日本国際教育支援協会
Japan Educational Exchanges and Services

奨学金の保証制度について

奨学金を申し込む時に、
① 機関保証、② 人的保証の
どちらかを選びます。

機関保証制度とは…

- 日本学生支援機構の奨学金貸与を受けるにあたって、一定の保証料を支払うことで保証機関が連帯保証する制度です。
- 平成16年度以降の採用者で、機関保証制度の加入者を対象として、債務保証をします。
- 機関保証制度加入者は、連帯保証人、保証人に係る手続きや書類の準備は不要です。
- あなたが奨学金の返還を一定期間延滞した場合、保証機関があなたに代わって機構へ返済します。その後、保証機関からその金額の返済を求められます。

人的保証制度とは…

- 日本学生支援機構の奨学金貸与を受けるにあたって、一定の条件にかなった連帯保証人(原則として父または母(いない場合はそれに代わる人))および保証人(原則として4親等以内の65歳未満の親族で本人および連帯保証人と別生計の人)が保証する制度です。
- あなたが奨学金の返還を延滞した場合、連帯保証人・保証人はあなたに代わって返還をする義務があります。
- 奨学生採用後に連帯保証人の「印鑑登録証明書」・「収入に関する証明書」と保証人の「印鑑登録証明書」の提出が必要です。

※所得連動返還方式(大学院修士段階の授業料後払い制度を含む)のご利用には、機関保証制度への加入が必要です。

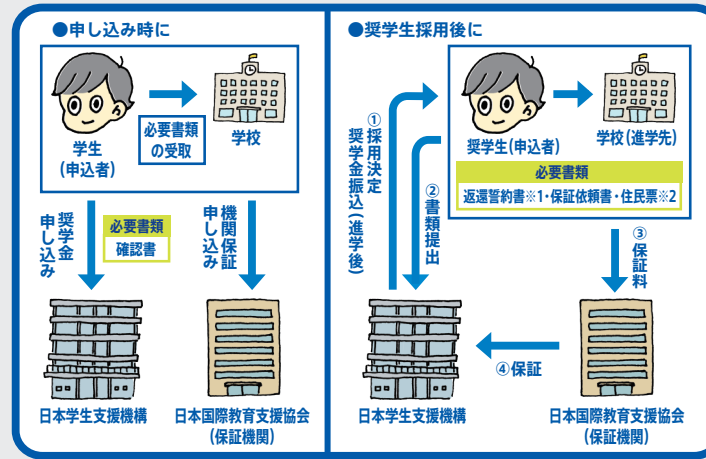
※海外の大学等への留学を対象とした奨学金については、機関保証と人的保証の両方の保証が必要です。

機関保証ご利用のメリット

- 連帯保証人・保証人に係る手続きや書類の準備は不要で、**自らの意志と責任において奨学金の申し込みができる。**
- 一般的な教育ローンよりも割安な保証料で保証が受けられる。

※繰上げ返還や返還免除により返還完了となったときは、保証料の一部が戻る場合があります。

① 機関保証を選択した場合



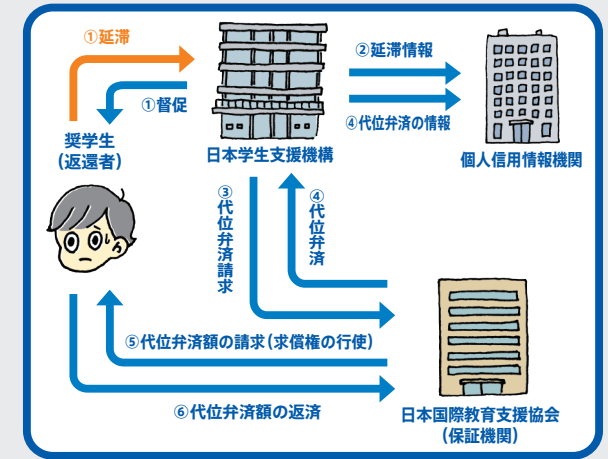
【奨学金申し込み時】

- 奨学金申し込み・機関保証申し込みは、学校が窓口です。
- 機関保証申し込みは、奨学金申し込みと同時にしています。
- 連帯保証人および保証人は必要ありませんが、「本人以外の連絡先」(本人と連絡が取れない場合に本人の住所・電話番号を照会できる人)が必要です。

【奨学生採用後】

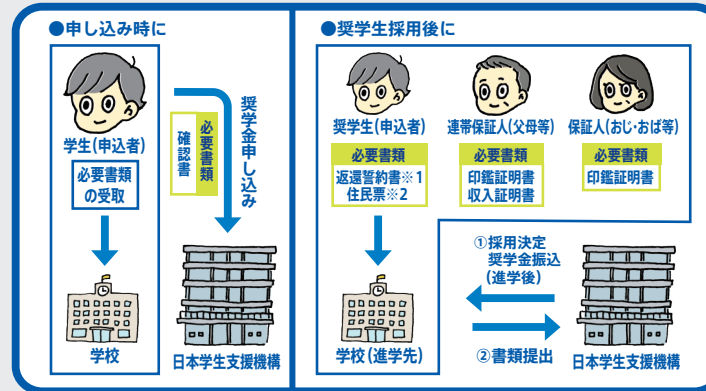
- 「返還誓約書」および「保証依頼書」を学校に提出します。
- 毎月の貸与額から保証料月額を差し引いた額が口座に振り込まれます。

機関保証を選択していて延滞した場合



- 奨学生が指定された期日までに返還できなくなってから、一定期間の督促後、日本学生支援機構の請求に基づき、保証機関が奨学生に代わって残額を一括返済します(代位弁済)。
- 保証機関が返済した後、保証機関は奨学生にその分の返済を請求します(求償権行使)。
- 延滞した場合、個人情報情報機関に延滞情報が登録されます。その結果、スマートフォンの分割払いやクレジットカードが使えなくなったり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります(代位弁済の情報が登録されると、延滞情報が登録された時と比べより厳しい制約を受けることがあります)。

② 人的保証を選択した場合



【奨学金申し込み時】

- 奨学金申し込みは、学校が窓口です。
- 連帯保証人・保証人を選任し、奨学金を申し込みます。原則として、連帯保証人は父または母(いない場合はそれに代わる人)、保証人は4親等以内の65歳未満の親族で本人および連帯保証人と別生計の人とします。

【奨学生採用後】

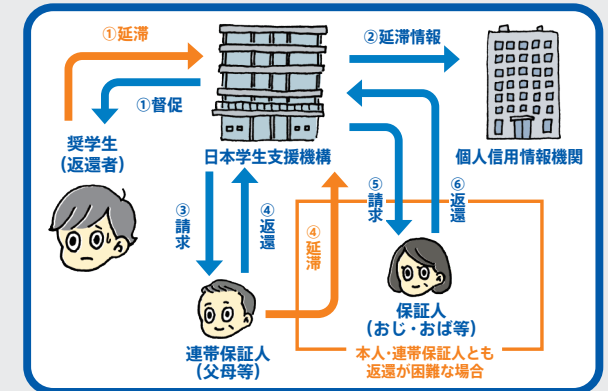
- 「返還誓約書」を学校に提出します。連帯保証人は「印鑑登録証明書」・「収入に関する証明書」、保証人は「印鑑登録証明書」の提出が必要です。

※1 返還誓約書には、奨学生本人、連帯保証人および保証人(人的保証を選択した場合)、本人以外の連絡先(機関保証を選択した場合)、親権者(奨学生が未成年の場合)各自が署名してください。連帯保証人、保証人は実印での押印が必要です。

※2 マイナンバーを提出していない奨学生本人は「住民票」の添付が必要です。

【注意】機関保証、人的保証のどちらを選択したかに関わらず、貸与終了時には口座振替(リレー口座)加入手続きが必要です。

人的保証を選択していて延滞した場合



- 本人が延滞した場合は、連帯保証人に請求します。
- 本人・連帯保証人ともに返還が困難な場合は、保証人に請求します。なお保証人には、連帯保証人には認められていない「分別の利益」(保証人の返還すべき金額が、本人が返還すべき返還未済額の2分の1となること)のほか、「検索の抗弁権」や「催告の抗弁権」が認められています。
- 延滞した場合、個人情報情報機関に延滞情報が登録されます。その結果、スマートフォンの分割払いやクレジットカードが使えなくなったり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。